

令和8年度 県産品海外市場展開戦略プロモーション支援事業
(海外展示商談会出展支援) 委託仕様書

第1 事業の目的

この事業は、シンガポール及び米国において開催する海外展示商談会に、独自に茨城ブースを設置し、物価高騰の影響を受けている県内事業者にあつて、輸出に初めて取り組む事業者や既輸出事業者の販路開拓を支援することにより、県内中小企業の輸出拡大を加速させることを目的とする。

第2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第3 事業の内容

1 海外展示会出展支援

(1) シンガポールでの展示商談会

委託期間中に1回、シンガポールで行われる展示商談会に、4社程度出展できるスペースを確保し、下記(3)で選定する県内中小企業等へ提供すること。

ただし、契約金額の範囲内において、出展希望の状況等を踏まえた出展スペースの調整が可能な場合や展示商談会主催者の都合により開催が中止となった場合はこの限りでない。

(2) 米国での展示商談会

委託期間中に1回、米国で行われる展示商談会に、4社程度出展できるスペースを確保し、下記(3)で選定する県内中小企業等へ提供すること。

ただし、契約金額の範囲内において、出展希望の状況等を踏まえた出展スペースの調整が可能な場合や展示商談会主催者の都合により開催が中止となった場合はこの限りでない。

(3) 支援対象企業の募集、選定

ア 海外展示会への出展を希望する県内中小企業(以下、「支援対象企業」という。)を対象として公募すること。

また、県と協議の上、募集要項、申請書、申請内容に関する評価基準を作成すること。

さらに、事業用ウェブサイトやチラシ等の広報物を作成するなど募集に必要な工夫を行うとともに、公募期間中、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

イ 支援対象企業の選定にあたっては、次のとおりとする。

a シンガポールの展示商談会は、原則として、輸出経験が少なく海外での展示商談会への出展経験がない、県内中小企業を対象に選定する。

b 米国の展示商談会は、原則として、輸出経験は有しているが米国での販路拡大を検討している県内中小企業を対象に選定する。

c 事前に県の承認を受けること。また、支援対象企業を変更する場合も同様とする。

(4) その他

ア 県と協議の上、上記(1)(2)の各展示商談会における出展ブースの設営及び装飾、展示品の輸送支援を行うほか、商談支援を目的とした通訳手配等のコーディネートを行うとともに、成約につながるよう商談を支援すること。

さらに、支援対象企業に対して、事前に県と協議の上、出展する展示商談会の参加経費（原則、旅費）の一部を助成するものとする。

イ 展示商談会終了後も実施事業に係る商談のフォローアップ等を行うこと。

ウ 出展支援企業から出展費用の一部を負担金として徴する場合には、事前に県の承認を受けること。また、実績報告の際に収入額として計上のうえ、額の確定を行うこと。

2 いばらきグローバルビジネス推進協議会事業との連携

支援対象企業の販路開拓等の支援にあたっては、いばらきグローバルビジネス推進協議会が実施する各種事業との連携を図ること。

第4 その他

1 事業目標事業及び実施スケジュールの設定

事業実施に伴う商談件数、商談成約件数及び商談成約金額について目標設定すること。

また、各展示商談会の事業実施時期を設定し、予算を含めた進捗管理を行うこと。

2 協議等

受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

本仕様書に定めのない事項又は業務上の疑義が生じた場合については、県と受託者が協議の上、その指示に従い業務を進めること。

3 新型コロナウイルス等の影響による事業内容の見直し

新型コロナウイルス等の拡大、長期化等により世界的な社会情勢に影響が発生している場合などを含め、当該事業の内容について見直し及び中止が必要となった場合、代替案を措置するものとする。

第5 委託対象経費

委託事業に係る使用可能な経費は別紙のとおりとする。

使用可能な経費

費 目	内 容
人件費	事業に要する人件費
報償費	事業に要する報償費（通訳報酬等）
旅費	事業に要する旅費
事務費	①事業案内等作成に要する経費 ②事業に要する資料作成及びコピーに要する経費 ③報告書作成等に要する経費 ④事業に要する送料等 ⑤事業に要する電話等の通信経費 ⑥事業に要する消耗品費 ⑦その他事業に要する事務的経費
使用料及び賃借料	事業に要する会場等の使用料及び賃貸料 （出展小間代、水道電気・工事料及び小間装飾費等を含む）
委託費	事業に要する再委託を実施するための費用
一般管理費	（人件費、報償費、旅費、事務費、使用料及び賃借料、委託費） × 10%以内
消費税	（人件費、報償費、旅費、事務費、使用料及び賃借料、委託費、一般管理費）× 10%